

## 公益財団法人北海道体育協会個人情報保護規程及び監査規程、外部委託管理規程に関わる職の読替規程

(平成19年3月22日決定)

公益財団法人北海道体育協会個人情報保護規程（以下、「保護規程」という）及び財団法人北海道体育協会個人情報の保護に関する監査規程（以下、「監査規程」という）、財団法人北海道体育協会個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程（以下、「外部委託管理規程」という）に関する職の読替について次のように定める。

- 1 保護規程中、「第20条2項中会長」、「第23条4項中会長」、「第24条2項中会長」、「第26条中会長」とあるものをそれぞれ「専務理事」と読み替える。
- 2 監査規程中、「第5条中会長」、「第9条会長」、「第11条中会長」、「第14条中会長」とあるものをそれぞれ「専務理事」と読み替える。
- 3 外部委託管理規程、「第6条中会長」とあるものを「専務理事」と読み替える。
- 4 専務理事は、前記1から3の読み替えることとした事項に係る内容等において重要かつ必要な事については、会長に報告し、必要に応じ指示をあおぐものとする。

### [読替理由]

重要な事項を除き日常的な指示や報告は、定款第26条3項において定める専務理事の職務権限、「会長の定めるところにより、(中略)日常の業務を掌理する」とされており、日常業務の円滑な実施の観点から、会長への報告及び会長の指示を担保し、読み替えることとするものである。

附 則 (平成19年3月22日一部改正)

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日改正)

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。